

防災重点農業用ため池の防災・減災対策の 実施状況

令和7年11月
農林水産省農村振興局

目次

- 1 防災工事等の実施状況 1
- 2 ため池工事特措法施行による成果 7
- 3 防災工事等の推進における課題と対応状況 15
- 4 防災工事等の推進に向けた今後の対応 18

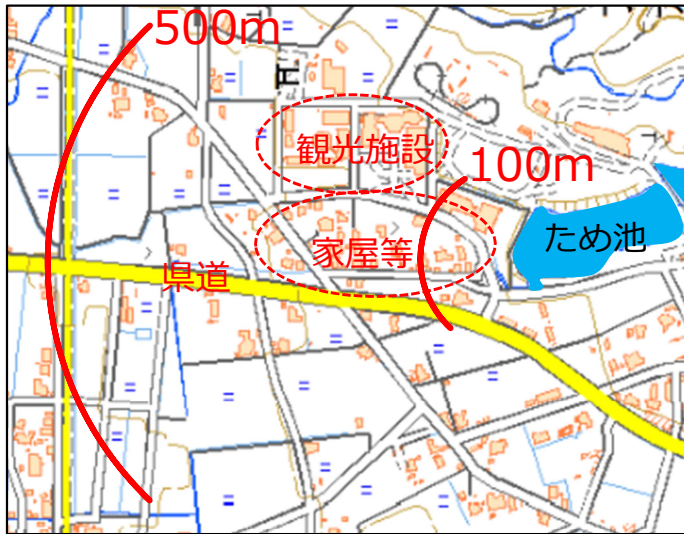
1 防災工事等の実施状況

防災重点農業用ため池の指定箇所数

○全国149,417か所の農業用ため池のうち、52,380か所が防災重点農業用ため池に指定(令和7年3月末時点)。

【防災重点農業用ため池】

決壊した場合の浸水区域内に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池



<具体的な基準>

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に住宅等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④地形条件、住宅等との位置関係、管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

都道府県名	箇所数
北海道	119
青森県	384
岩手県	693
宮城県	524
秋田県	1,049
山形県	356
福島県	1,367
茨城県	36
栃木県	177
群馬県	195
埼玉県	245
千葉県	383
東京都	7
神奈川県	2
山梨県	89
長野県	678
静岡県	438
新潟県	647
富山県	543
石川県	1,176
福井県	370
岐阜県	1,306
愛知県	1,011
三重県	1,012

都道府県名	箇所数
滋賀県	466
京都府	614
大阪府	2,352
兵庫県	6,121
奈良県	964
和歌山県	1,877
鳥取県	301
島根県	1,368
岡山県	3,994
広島県	6,753
山口県	1,211
徳島県	362
香川県	3,099
愛媛県	1,737
高知県	210
福岡県	3,469
佐賀県	1,402
長崎県	716
熊本県	826
大分県	1,021
宮崎県	419
鹿児島県	246
沖縄県	45
合計	52,380

※令和7年3月末現在。

防災重点農業用ため池の評価・防災工事等の実施状況

- ため池工事特措法に基づき、各都道府県知事が策定した「防災工事等推進計画」に沿って、優先度の高いものから防災工事等を集中的かつ計画的に推進。
- ため池ごとの防災工事の要否を判断するために、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価等を実施。

【防災重点農業用ため池：約52,000か所※¹】

〈評価：約50,700か所※⁴〉

項目	特措法期間末（R12年度） までの評価箇所数※ ²	R6年度までの	
		評価済み箇所数	進捗率
劣化状況評価を実施するため池	約28,700	約23,000 うち43%（約9,800か所）は 防災工事が必要と判断	80%
劣化状況評価及び 地震・豪雨耐性評価を実施するため池※ ³	約22,000	約15,300 うち88%（約13,400か所）は 防災工事が必要と判断	70%
合計	約50,700	約38,300 うち61%（約23,200か所）は 防災工事が必要と判断	76%

〈工事：約9,000か所〉

項目	特措法期間末（R12年度） までの工事着手予定数※ ²	R6年度までの	
		工事着手済み箇所数	進捗率
防災工事を実施するため池	約6,700	約3,300	49%
廃止工事を実施するため池	約2,300	約1,500	65%
合計（防災工事＋廃止工事）	約9,000	約4,800	53%

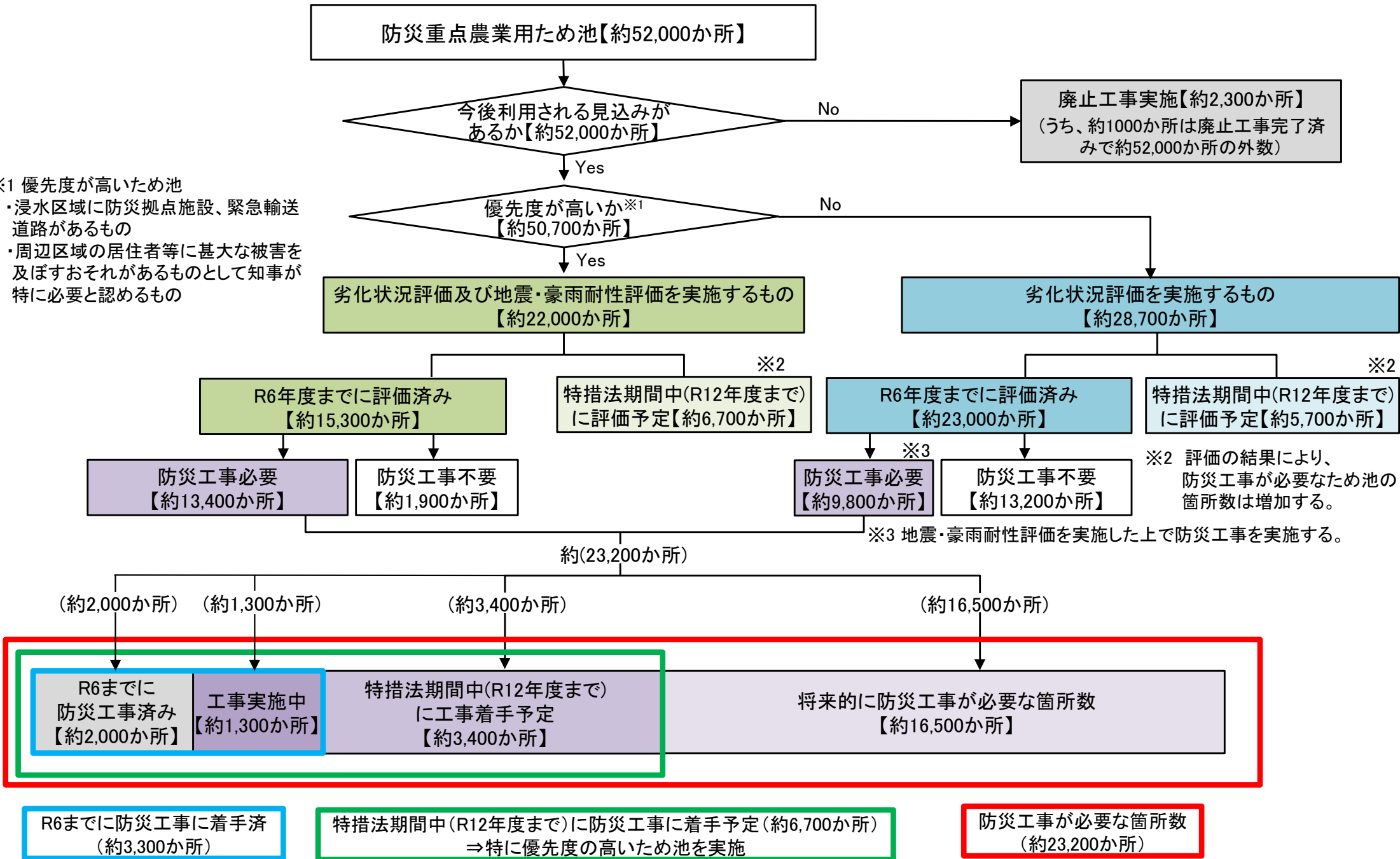
※¹ 令和7年3月末時点。

※² 評価箇所数については令和7年3月末時点、工事着手予定数は土地改良長期計画等の指標の分母としている令和6年3月末時点の各都道府県が作成する防災工事等推進計画を集計したもの。

※³ 地震・豪雨耐性評価は、優先度が高いため池（浸水区域に防災拠点施設や緊急輸送道路があるもの、または周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの）において実施。

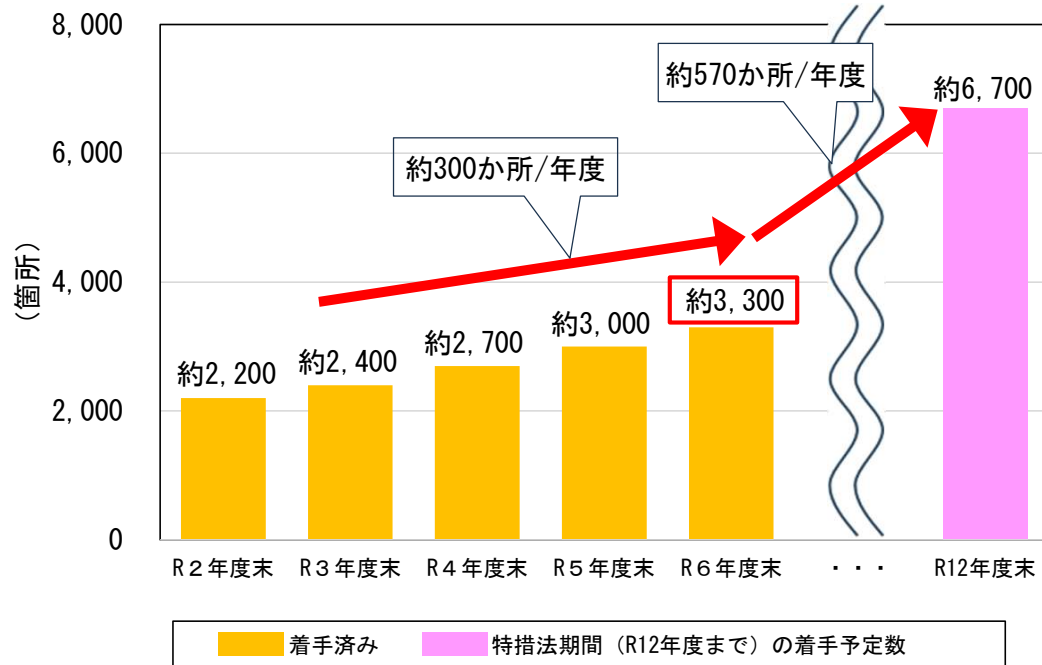
※⁴ 防災重点農業用ため池約52,000か所のうち、既に廃止することが決定している約1,300か所は評価対象外。

防災工事が必要な防災重点農業用ため池の数(令和6年度末時点)



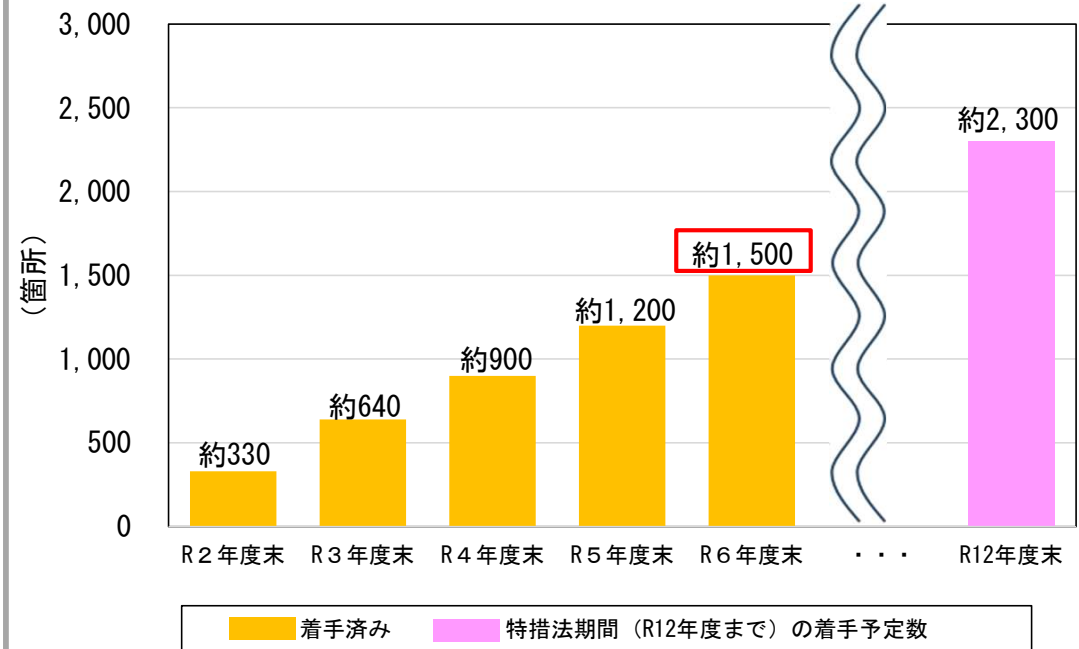
- 地震、豪雨等の耐性評価の結果、令和6年度末時点で防災工事が必要と判断されたため池は約23,200か所。そのうち、特措法期間(令和12年度まで)の防災工事の着手予定数は約6,700か所。このほか、令和12年度までの廃止工事の着手予定数は約2,300か所。
- 令和6年度までに防災工事約3,300か所、廃止工事約1,500か所が着手済み(工事完了箇所を含む)。

防災工事の進捗状況



※ 「特措法期間(R12年度まで)の着手予定数」は、各都道府県が作成する防災工事等推進計画(土地改良長期計画等の指標の分母としているR6年3月末時点)の着手予定数を集計したもの。

廃止工事の進捗状況



※ 「特措法期間(R12年度まで)の着手予定数」は、各都道府県が作成する防災工事等推進計画(土地改良長期計画等の指標の分母としているR6年3月末時点)の着手予定数を集計したもの。

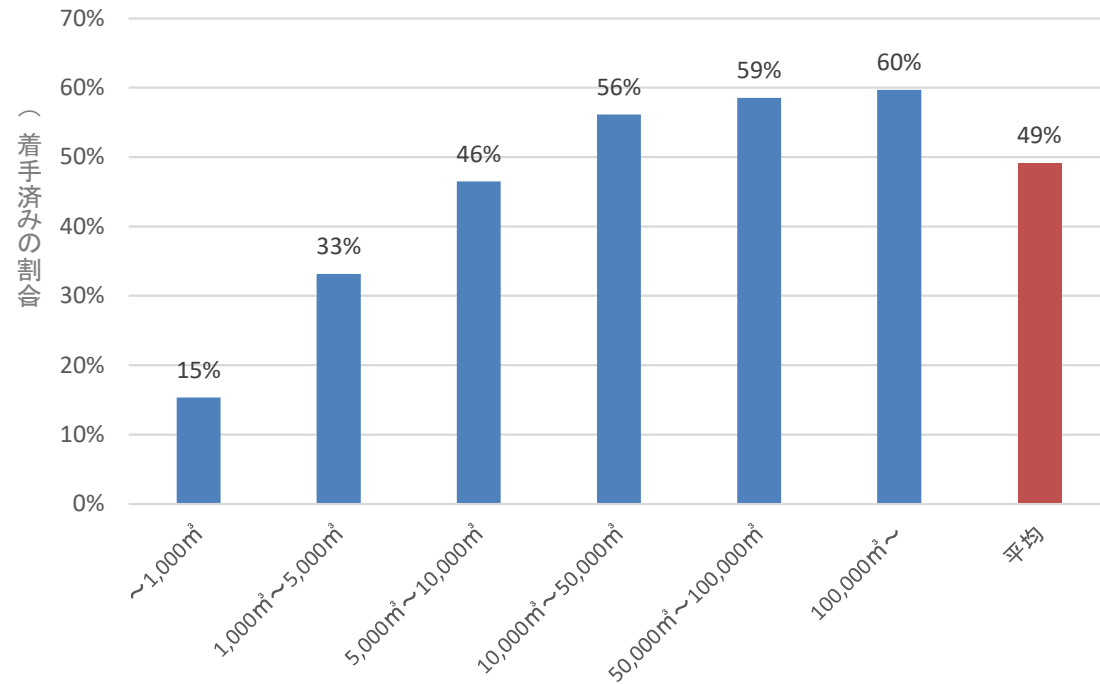
防災重点農業用ため池の防災工事等の実施状況

○ 令和12年度末までに防災工事に着手予定の防災重点農業用ため池のうち、

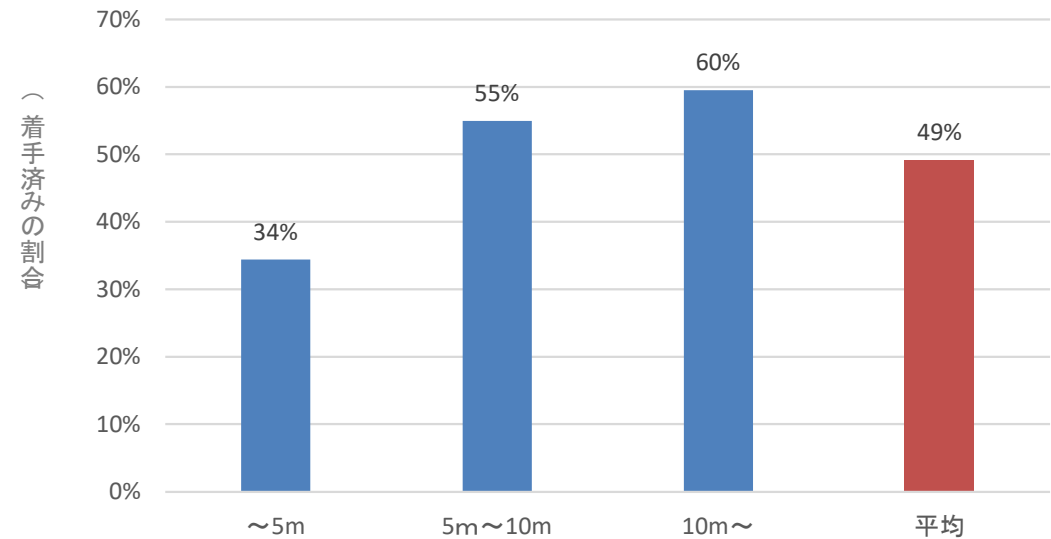
- ・ 総貯水量10万 m^3 以上の着手率は約60%で、全体平均より約10%高い
- ・ 堤高10m以上の着手率は約60%で、全体平均より約10%高い

状況となっており、重要度の高い※防災重点農業用ため池の防災工事は平均よりも進捗。

※総貯水量10万 m^3 以上は下流への影響が大きいもの、堤高10m以上は地震の増幅度が大きいものとされており、重要度が高いものの一つの目安となっている。



総貯水量別の進捗状況



堤高別の進捗状況

2 ため池工事特措法施行による成果

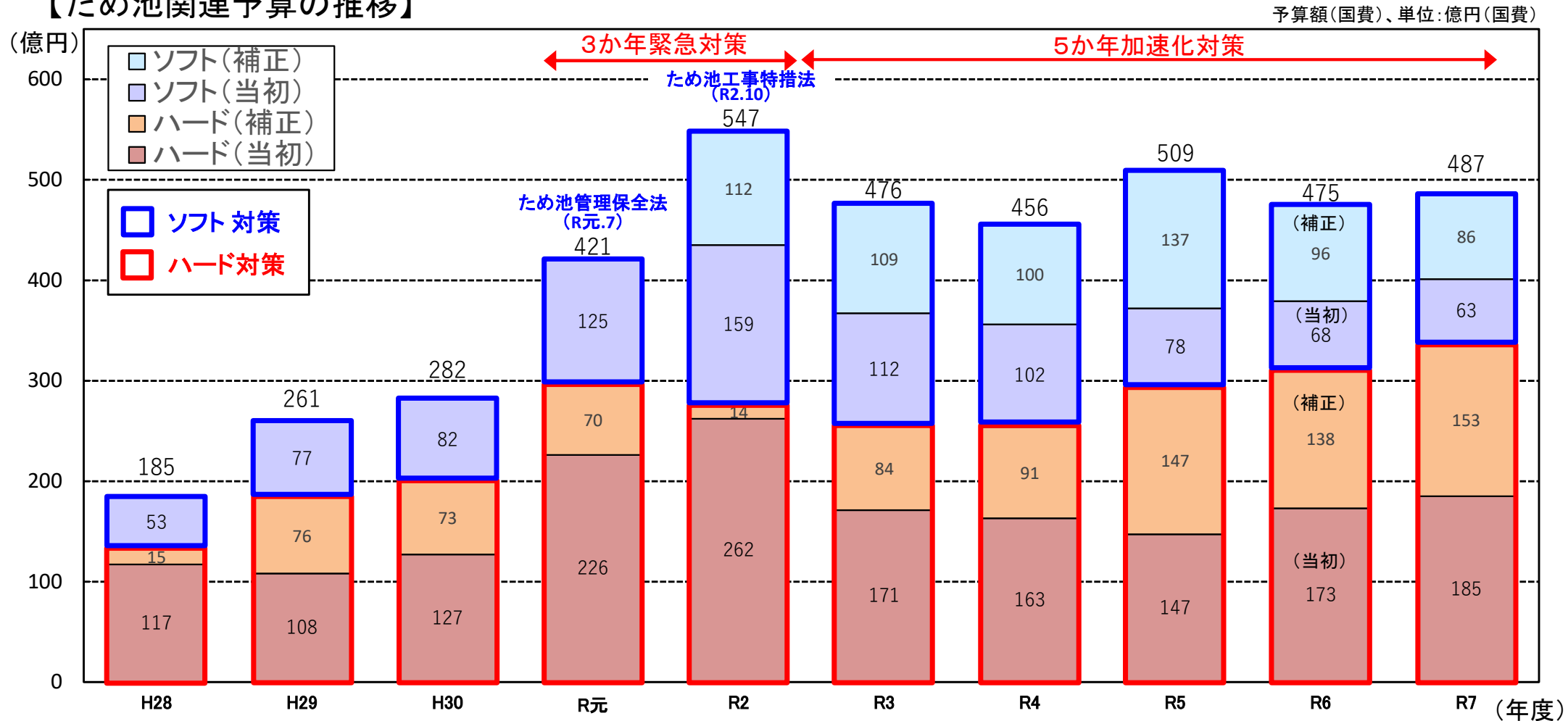
ため池工事特措法施行による成果

- ため池工事特措法の制定により、防災工事や廃止工事の実施に関する基本的な方針が示され、財政措置や地方債への配慮がなされたことで、**各地で防災工事や廃止工事が進展**。洪水吐きの拡幅などを通じて豪雨被害の防止に寄与するなど、**顕著な効果が発現**。
- 国土強靱化対策に防災重点農業用ため池の防災工事等が位置付けられ、ため池工事特措法が施行されたことにより、**国土強靱化対策及び同法制定の前と比較して、ため池関連予算は増加**（H28～H30の平均：約243億円 → R3～R7の平均：約481億円で約2.0倍）。
- **劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の進捗率は約8割**。
- **令和12年度までの目標**としている防災工事・廃止工事の着手箇所数に対し、**進捗率は約5割**。
貯水量の多いもの（10万m³以上）や堤高が高いもの（10m以上）の進捗率は約6割と平均を上回る。

財政上の援助(国土強靱化対策とため池関連予算)

- H30年12月、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定。
- 令和元年7月にため池管理保全法が、令和2年10月にため池工事特措法が施行。
- R2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定。
- R5年6月、改正国土強靱化基本法が成立(中期計画が法定化)。
- ため池関連法の制定及び国土強靱化対策により、平成30年度以前と比べ、ため池関連予算が大幅に増額。

【ため池関連予算の推移】



- ※ 予算額は、農村地域防災減災事業及び農業用水路等長寿命化・防災減災事業のため池関連事業の予算額を集計。補正予算は、翌年度の予算額に計上。
- ※ ハード対策は、ため池の防災工事(廃止工事を含む)
- ※ ソフト対策は、劣化・地震・豪雨耐性評価、実施計画策定、ハザードマップ作成、ため池サポートセンター等

防災重点農業用ため池の防災工事の効果発揮事例(豪雨対策)

すもと し うわ た はら おお いけ 兵庫県洲本市 (上田原大池)

総貯水量が4万3千 m^3 と大きく、浸水想定区域に住宅が多数存在するため、**決壊時には大きな被害**が発生するおそれがあった

改修工事を実施

- 堤体を補強するとともに、**洪水吐きの流下能力を大幅に強化**
- 令和3年8月の大雨時(65.5mm/時)には、**下流側の農地、住宅に被害なし**

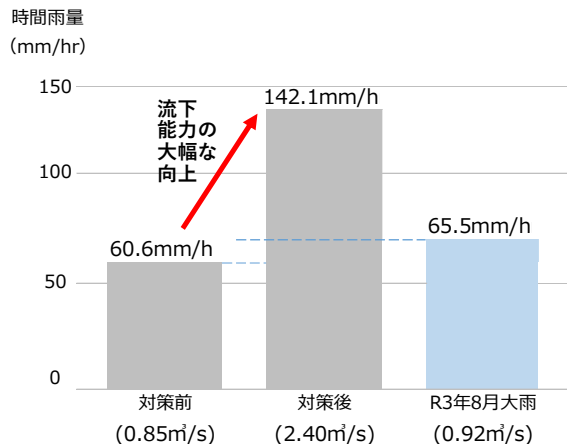
【洪水吐きの改修】

- 越流幅 2.4m → **4.5m**
- 流下能力 0.85 m^3/s → **2.4 m^3/s (約3倍)**

対策後の洪水吐き



洪水吐きの流下能力 (雨量換算)



とのしょうちょう おくたにいけ 香川県土庄町 (奥谷池)

洪水吐きの流下能力や堤体の余裕高が不足しており、頻発化・激甚化する豪雨に対し脆弱な状態となっていた

改修工事を実施

- 堤体の嵩上げとともに、**洪水吐きの流下能力を大幅に強化**
- 令和6年8月の大雨時(68.5mm/時)には、**下流側の農地、住宅に被害なし**

【洪水吐きの改修】

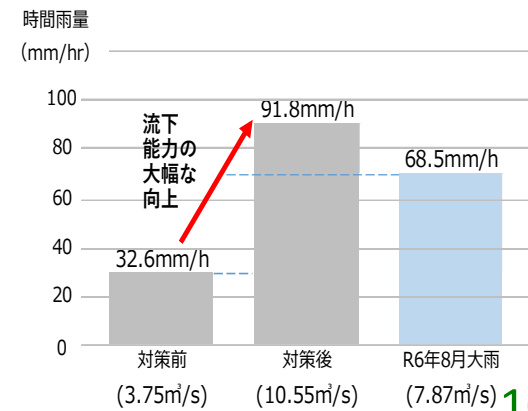
- 越流幅 5.0m → **5.2m (ラビンス堰)**
- 流下能力 3.75 m^3/s → **10.55 m^3/s (約3倍)**

※ラビンス堰に変更することにより同等の越流幅で流下能力アップ

対策後の洪水吐き



洪水吐きの流下能力 (雨量換算)



防災重点農業用ため池の防災工事の効果発揮事例(豪雨対策)

まきのはらし やがわ
静岡県牧之原市 (谷川ため池)

洪水吐きの流下能力が不足しており、大雨時に洪水が堤体を越流し、ため池が決壊すると、下流側の住宅約70戸に被害を与える懸念があった。

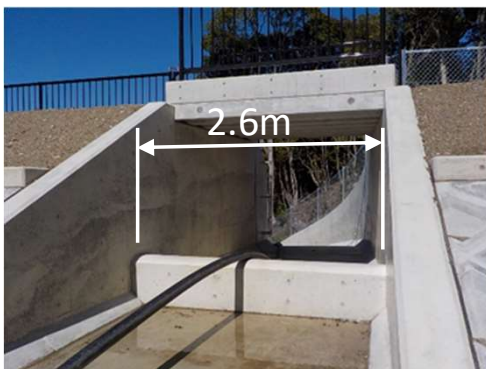
改修工事を実施

- ・堤体を補強するとともに、**洪水吐きの流下能力を大幅に強化**
- ・令和4年台風15号に伴う大雨時(110mm/時)には、下流側の農地、住宅に**被害なし**

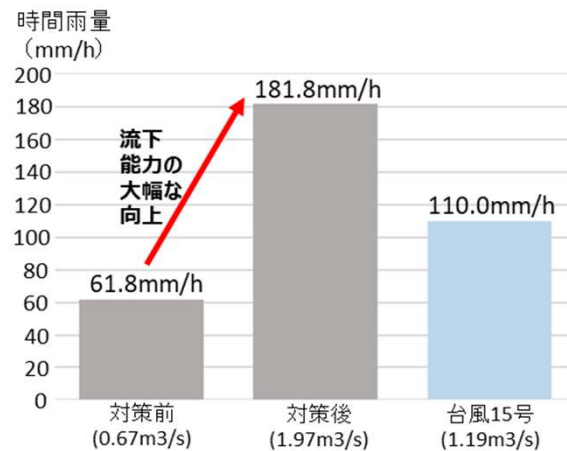
【洪水吐きの改修】

- ・越流幅 1.9m → **2.6m**
- ・流下能力 0.67 m³/s → **1.97m³/s (約3倍)**

対策後の洪水吐き



洪水吐きの流下能力 (雨量換算)



おがし しんざんにごう
秋田県男鹿市 (真山2号ため池)

- ・平成25年台風18号の大雨 (49.0mm/時) により、ため池が決壊
- ・堤頂が生活道路となっており、決壊により6戸が孤立

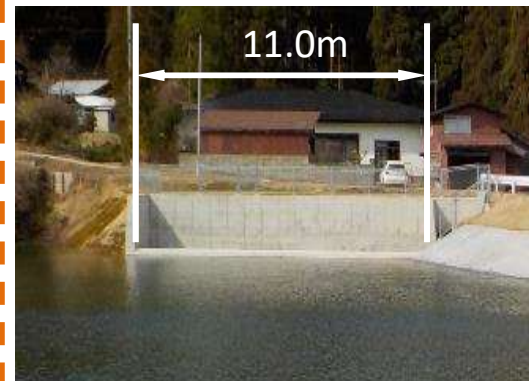
改修工事を実施

- ・堤体を改修するとともに、**洪水吐きの流下能力を大幅に強化**
- ・令和4年8月の大雨時(64.5mm/時)には、下流側の農地、住宅に**被害なし**

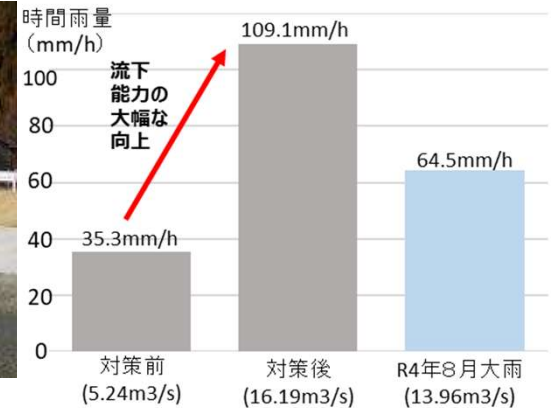
【洪水吐きの改修】

- ・越流幅 3.3m → **11.0m**
- ・流下能力 5.2 m³/s → **16.2m³/s (約3倍)**

対策後の洪水吐き



洪水吐きの流下能力 (雨量換算)



防災重点農業用ため池の防災工事の効果発揮事例(耐震対策、廃止)

なすまち えどがわおんすい

栃木県那須町 (江戸川温水ため池)

総貯水量が22万m³と大きく、下流側に多くの住宅が存在するため、**決壊時には大きな被害が発生するおそれがあった**

改修工事を実施

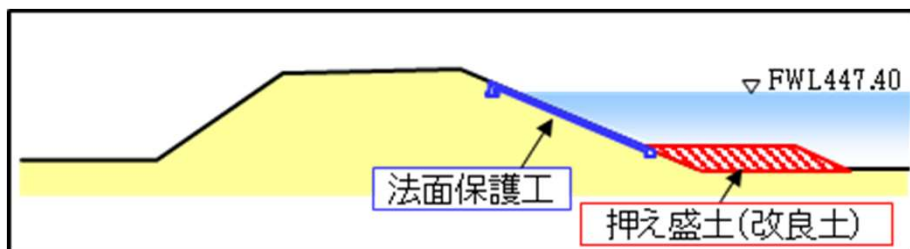
- ・堤体の押え盛土による**耐震補強**と**法面保護**を実施
- ・令和3年2月に発生した地震においても**決壊等の被害を防止**

- ・令和3年2月13日、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、**那須町においても震度5弱**を観測
- ・従前では、堤体の耐震性能が不足していたため、被災の危険性をはらんでいたが、防災工事を完了していたことで、**決壊による下流の農地や住宅等への被害を防止**

想定される被害

	想定被害額	影響を受ける住宅
対策前 (決壊した場合)	約2億700万円	38戸
対策後	被害なし	被害なし

耐震対策 ため池断面図



にゅうぐん えちぜんちよう えなみに

福井県丹生郡越前町 (江波2ため池)

- ・洪水吐きが無く、斜樋、底樋とも泥土に閉塞され、貯水の放流が困難なうえ、150年以上前に築堤されており、堤体が脆弱
- ・被害想定区域に**多数の住宅**が存在し、**決壊時に大きな被害のおそれ**

廃止工事を実施

- ・**ため池の廃止と代替水源の整備**を実施。
- ・防災工事が完了していたことで、**令和3年7月の大雨時に被害を回避**

- ・令和3年7月の大雨では越前町内にて、**日雨量254mm、時間雨量72mm**を観測
- ・従前では溢水のおそれがあったが、**廃止工事が完了していたことで洪水が安全に流下**
- ・堤体の決壊が防止され、**下流の農地や住宅への被害を回避**

想定される被害

	想定被害額	影響を受ける住宅
対策前 (決壊した場合)	3,500万円	25戸
対策後	被害なし	被害なし



防災重点農業用ため池における豪雨対策効果について

○令和7年8月以降の大雨により、5県※¹において6か所の防災重点農業用ため池の決壊を確認（令和7年9月10日時点）。

他方、これらの決壊した農業用ため池が所在する市において、防災工事（豪雨対策）実施済みのため池が30か所あるが、いずれも決壊の被害はなし。

○秋田県大館市では、防災工事（豪雨対策）実施済みのため池は被災しなかった一方、対策未了であった近隣の2か所のため池が被災（うち1か所は決壊）※²。

対策未了 下流法面崩壊



まがた どうめき
【秋田県大館市曲田・道目木地区周辺】



R1対策完了 洪水吐き改修

- ・越流幅：19.0m → 24.0m
- ・水路幅：2.7m → 4.0m
- ・流下能力：6.71m³/s → 29.47m³/s（約4倍）



対策未了 決壊



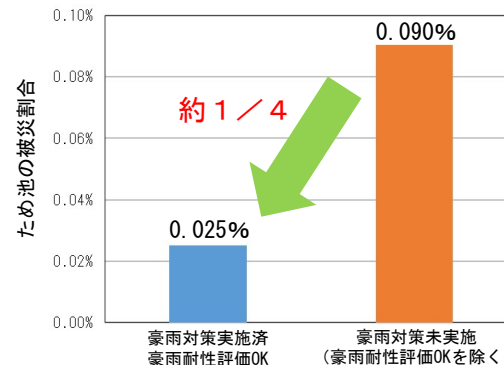
※¹：秋田県、石川県、山口県、福岡県、熊本県

※²：決壊が発生した日の日降水量：199.5mm

（令和7年8月20日、大館（アメダス）、当時の観測史上最高を記録）

豪雨対策実施済又は豪雨耐性評価OKのため池の被災割合
（令和7年8月以降の大雨）

令和7年8月以降の大雨による、「豪雨対策実施済又は豪雨耐性評価で対策の必要なしと評価されたため池」の被災割合は、それ以外のため池の約1/4。



環境との調和への配慮(防災工事)

○ 令和3年度以降に防災工事(廃止工事を除く)に着手した全ての都道府県、市町村が、「配慮している」と回答。配慮しているとした都道府県、市町村の実施内容は「希少種の調査や配慮が必要な動植物の一時的な移動」、「外来種駆除」、「施行後の生育状況の調査」等。

農業用ため池防災工事の環境配慮事例

鳥類、魚類の生育環境への配慮

・改修ため池に、間伐材や自然石を用いた浮島や中の島を設けることにより、水鳥の避難場所や魚類の産卵・休憩場所を確保。



浮島



中の島

景観、生態系及び安全面に配慮した護岸

・自然石や多孔質な護岸を用いることにより、周辺環境との調和や小動物の生息・生育空間を確保。また、人が誤って転落した場合に容易に這い上がれるよう安全面にも配慮。



自然石を用いた護岸



表面に凹凸のある粗い多孔質な護岸

景観に配慮した舗装、安全施設

・地域で発生する間伐材を用いた安全施設や、周辺道路の舗装に緑化ブロックを用いることにより、周辺環境や景観との調和に配慮。



自然材料を活用した安全施設



景観に配慮した舗装

堤体下流法面の自生植物の保全

・自生している植物の種子を事前に確保、育苗し、改修後に植付けることにより、自生植物の回復を図り、自然環境や生態系の保全に配慮。



改修前の種子採取



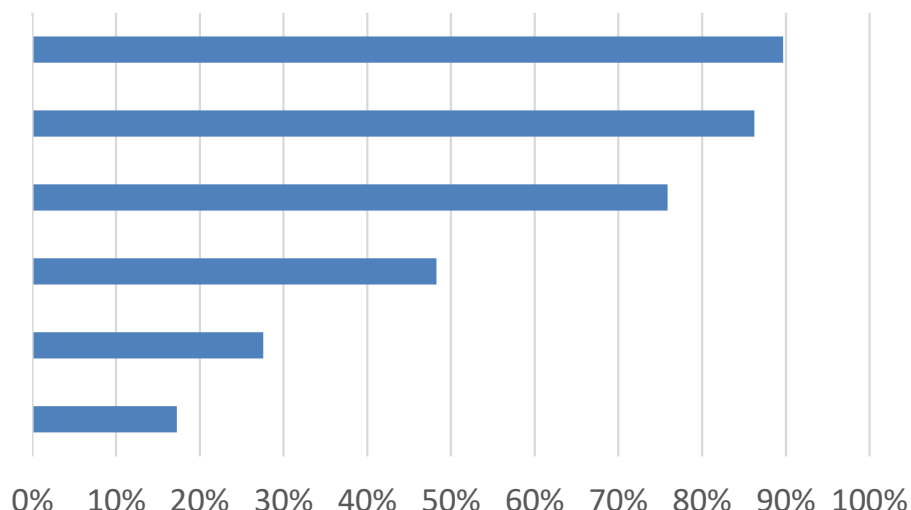
改修後に堤体法面へ植付け

3 防災工事等の推進における課題と対応状況

防災工事等の推進における課題

- ため池工事特措法に基づく劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の進捗に伴い、**防災工事・廃止工事の対象となるため池数が増加**。
また、物価上昇等の影響により**工事単価が上昇**しているため、**実施可能な事業量に影響**。
- 令和6年度末時点の防災工事・廃止工事の進捗は、**廃止工事では順調**である一方、**防災工事は令和3～6年度までの約1.9倍の進捗率**で着手する必要があり、**更なる加速化が必要**。
- **都道府県へのアンケート**では、防災工事等の推進にあたり**以下が課題**との回答が寄せられた。

- I 行政の技術者不足
- II 十分な予算の確保
- III 地元関係者との調整に時間を要する
- IV 受注業者の不足
- V 所有者不明のため池の調査に時間を要する
- VI 資材の入手に時間を要する



※防災工事等推進計画に基づく防災工事(廃止工事を除く)が「どちらかといえば順調に進んでいない」、「順調に進んでいない」と回答のあった29都道府県に対する割合(複数回答可)

都道府県へのアンケート調査で挙げられた課題と対応状況

- 都道府県へのアンケート調査による防災工事・廃止工事推進にあたっての課題及び都道府県・国による対応は以下のとおり。
- 国は予算の確保、補助事業による支援、技術マニュアルの作成等により、都道府県を支援。

課題	都道府県による対応	国による対応
I 行政の技術者不足	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等による職員の技術力向上 ・建設コンサルタントに積算、工事発注資料、現場監督を外注(現場技術業務等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災工事に関する技術的支援 ・現場技術業務等による協議・調整、施工管理等の外注の推進
II 十分な予算が措置できていない	<ul style="list-style-type: none"> ・重要度の高いため池から整備を実施 ・豪雨対策の先行整備(段階的整備)の実施 ・日常的な点検による異状の早期発見及び対処 ・ため池の点検強化、ハザードマップの周知、遠隔監視機器の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算の確保 ・防災重点農業用ため池に係る地方財政措置 ・補助事業による支援 ・豪雨対策の先行整備(段階的整備)の推進 ・ため池サポートセンターの運営、ハザードマップ作成、遠隔監視機器の設置等にあたり補助事業により支援 ・国営事業によるため池防災工事の実施
III 地元関係者との調整に時間を要している※	<ul style="list-style-type: none"> ・防災工事・廃止工事の必要性の理解促進 ・土地改良法に基づく急施の防災事業を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災工事の優良事例集の公表 ・土地改良法の改正による急施の防災事業を措置
IV 受注業者の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業協会等との定期的な意見交換 ・新技術や情報化施工等の活用による労力の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算歩掛等の見直しによる工事の円滑な実施 ・新技術や情報化施工等に関する手引き等の作成
V 所有者不明のため池の調査等に時間を要している	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者探索について業務発注により対応 ・ため池管理保全法に基づく代執行の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者探索に係る業務発注に対し、補助事業により支援 ・ため池管理保全法に基づく代執行の措置
VI 資材の入手に時間を要している	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の活用による資材の代替 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術活用に向けた手引き等の作成

※防災工事・廃止工事ともに最も多いのは受益者との調整。防災工事の場合は工事実施中の用水手当や用地・借地交渉が主な課題。廃止工事の場合は廃止工事の必要性についての理解(濁水時に備え残しておきたい)、廃止したため池の維持管理が主な課題。

4 防災工事等の推進に向けた今後の対応

今後の対応方針(案)

○ これまでの実施状況や課題を踏まえ、今後以下の対策により
防災重点農業用ため池の防災工事等を推進。

- 1 防災工事等に要する費用の**財政上の支援**
- 2 防災工事等に関する**制度の改善**や**活用推進**
- 3 防災工事等の適切な実施に向けた
積算等の改善と技術的支援の充実
- 4 防災重点農業用ため池の**管理・監視体制の強化**
- 5 その他留意事項

防災工事等の加速化に向けた今後の対応

防災工事等の加速化に向けた対応として、以下の取組を推進

1 財政上の支援	1-① 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算の確保【R8要求】
	1-② 防災重点農業用ため池に係る地方財政措置の拡充【R8要望】
2 制度の改善や活用推進	2-① 国営事業によるため池防災工事の加速化に向け、事業制度を拡充【R7拡充、R8要求】
	2-② 豪雨対策の先行実施(段階的整備)に向けた手引きの作成【R7作成予定】
	2-③ 急施の防災事業実施に向けた土地改良法改正【H29耐震、R4豪雨、R7老朽化】
	2-④ 所有者不明土地における事業実施にあたり法的手段を活用した事例集の作成【R7作成予定】
3 積算等の改善と技術的支援の充実	3-① 現場条件に応じた諸経費や積算歩掛の見直し【引き続き実施】
	3-② 現場技術業務等による協議・調整、施工管理等の外注化への支援【引き続き実施】
	3-③ ため池防災工事に関する技術指針の整備等の技術的支援の充実【引き続き実施】
4 管理・監視体制の強化	4-① ため池サポートセンターによる点検強化への支援【引き続き実施】
	4-② ハザードマップ等の作成・周知への支援【引き続き実施】
	4-③ 遠隔監視機器の設置への支援【引き続き実施】
5 その他留意事項	5-① 災害復旧事業実施時における改良復旧による防災工事の支援【引き続き実施】
	5-② 被災時の技術支援(MAFF-SATの派遣)【引き続き実施】、被災要因の分析【今後実施】
	5-③ 農業用ため池管理保全技士制度による技術支援の強化【今後実施】

- 令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」の関連施策として、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」を位置付け、ハード・ソフト対策の目標を設定。
- 資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映される旨、記載。

【第4章 1 施策の内容 推進施策12 防災重点農業用ため池の防災減災対策】

- ・ 防災重点農業用ため池(約 53,000 か所(令和5年度末時点))におけるハザードマップ等ソフト対策の完了率 94%【R5】→100%【R12】
- ・ 全国の防災重点農業用ため池(約 53,000 か所(令和5年度末時点))のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池(防災工事等推進計画に位置付けのある約 9,000 か所(令和5年度末時点))における防災工事の完了率 30%【R5】→ 83%【R12】→ 100%【R17】
- ・ 全国の防災重点農業用ため池(約 53,000 か所(令和5年度末時点))のうち、ため池工事特措法に基づく推進計画に位置付けのある防災重点農業用ため池(廃止工事を実施するものを除く約 51,000 か所(令和5年度末時点))の劣化状況、地震・豪雨耐性評価の完了率 67%【R5】→ 100%【R12】

【第4章 2 対策の事業規模】

(前略)計画期間内に実施すべき施策について、その推進が特に必要となる施策は1において示したとおりであり、その事業規模は、別表に示すとおり、今後5年間でおおむね 20 兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する。(中略)

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。(後略)

1-② 防災重点農業用ため池に係る地方財政措置

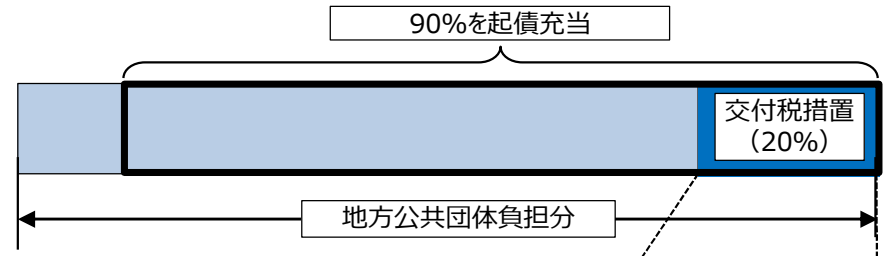
- 令和7年度までの期限となっている防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、ため池工事特措法期限である令和12年度までの必要な措置を総務省に要望。
 - ・ 令和8年度以降、起債措置の拡充（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策と同水準）
 - ・ 緊急自然災害防止対策事業債の継続にあわせ、要件緩和の継続

国庫補助事業（現行）

- 「防災重点農業用ため池緊急整備事業」の防災工事の地方交付税措置率を引上げ（20%→45%）
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池の整備については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債（充当率100%、交付税措置率50%）により措置

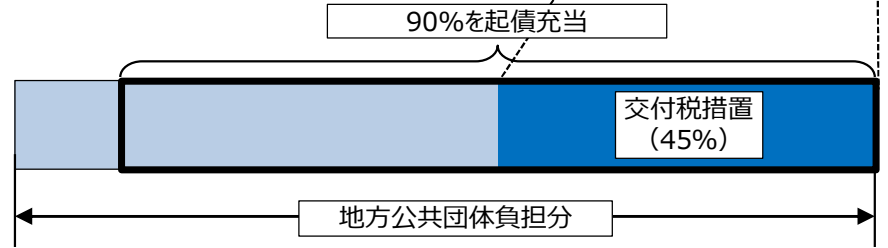
○通常の方財政措置

（充当率90%、交付税措置率20%）



○地方財政措置の拡充

（充当率90%、交付税措置率45%）



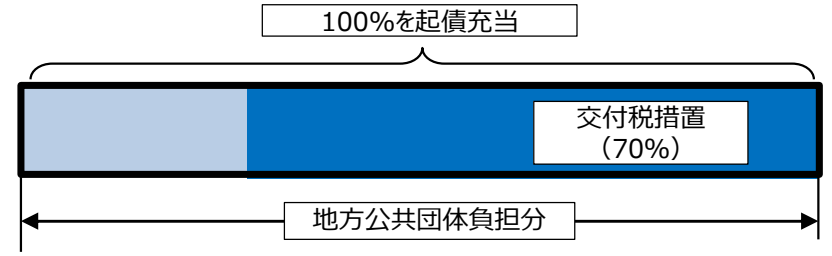
地方単独事業（現行）

- 防災重点農業用ため池の整備については、「緊急自然災害防止対策事業」の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

※国庫補助事業要件は、事業費4,000万円以上

○緊急自然災害防止対策事業債

（充当率100%、交付税措置率70%）



ため池堤体整備：施工前

ため池堤体整備：施工後



2-① 国営事業によるため池の防災工事の加速化

国営総合農地防災事業（令和7年度拡充）

～防災重点農業用ため池緊急整備型によるため池の防災工事の加速化～

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事を集中的かつ計画的に推進しているところ。
- 防災重点農業用ため池の防災工事を加速化させるため、国営総合農地防災事業「防災重点農業用ため池緊急整備型」の実施要件を見直し。

1 背景

- ため池の決壊は国民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれ。
- ため池の劣化状況評価や豪雨・地震耐性評価の結果、防災工事が必要なため池の箇所数が増大しており、特措法期間内におけるため池整備を一層加速化させる必要。
- 補助事業のみならず、国営事業においてもため池の防災工事を促進する必要。一方、現行の「防災重点農業用ため池緊急整備型」の実施要件に課題。

<ため池の決壊（令和4年8月豪雨）>



山形県川西町

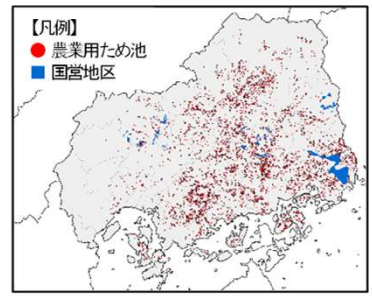
【現行の実施要件】

- ① 過去に国営事業を実施した地域
- ② 末端支配面積20ha以上のため池
- ③ 豪雨又は地震による決壊等を防止する対策

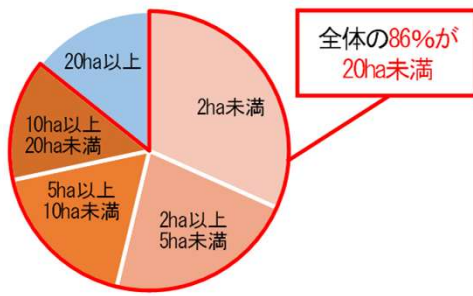
【課題】

- ① 過去に国営事業を実施した地域以外にもため池が多数存在
- ② 防災重点農業用ため池の約9割は末端支配面積が20ha未満
- ③ 豪雨・地震のみならず、劣化が進行しているため池も緊急的な防災工事が必要

<ため池及び国営地区の分布（広島県）>



<防重ため池の末端支配面積毎の割合>

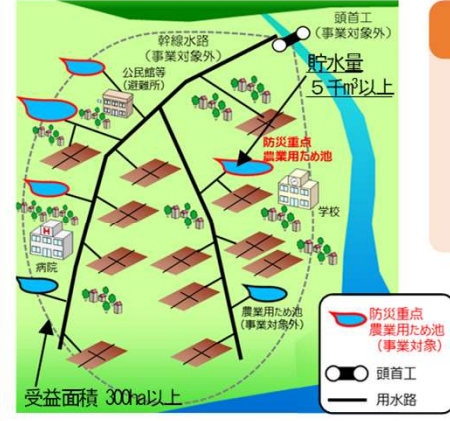


2 拡充内容

（防災重点農業用ため池緊急整備型）

- ① 事業の対象地域を「過去に国営土地改良事業を実施した地域であること」に限定する要件を廃止。
- ② 対象施設を「末端支配面積20ha以上のため池」とする要件に代えて「貯水量5千m³以上のため池」とする施設規模要件を新たに設定。
- ③ 豪雨・地震対策のみならず、劣化対策に係る防災工事も可能である旨を明確化。

<事業イメージ>



実施要件

- ・ 受益面積：300ha以上
- ・ 防災受益面積：500ha以上
- ・ 貯水量：5千m³以上

事業実施期間

令和7年度～令和12年度申請事業まで（特措法期間内）

国営総合農地防災事業（令和8年度要求）

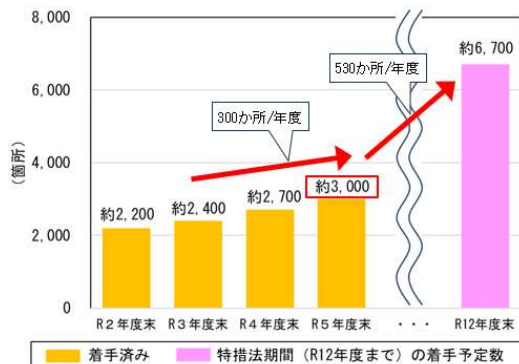
～「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」の創設によるため池の防災工事の加速化～

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）に係る防災工事を集中的かつ計画的に推進しているところ。
- 特措法施行後5年が経過し、防重ため池の防災工事を一層加速化させるため、国営土地改良事業と一体的に行う「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設。

1 背景

- 特措法施行後5年が経過し、一定数の防重ため池は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要。

<防災工事の進捗状況（令和6年3月末時点）>



- また、改正土地改良法（令和7年4月施行）において「水土里ビジョン」の仕組みが設けられ、今後、地域が一体となって保全すべきものとしてビジョンに農業用ため池も位置付けられることが想定される。
- 国営事業実施中の地区に存在する防重ため池には、国営事業の施設と地域や水系上の関連性があるものとしてビジョンに位置付けられるもの、国営事業の施設に被害を及ぼし得るもの等もあることから、国営事業と一体的に防災工事を行い、国営事業の効果発現に万全を期すとともに、都道府県主体の防災工事の推進を補完・促進していく必要。

（※）「連携管理保全計画」（通称「水土里ビジョン」）：土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の地域の農業水利施設等の保全体制を構築する仕組み

2 拡充内容（「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」の創設）

国営事業実施中（予定）の地区内に位置する防重ため池について、当該国営事業と一体的に当該ため池の防災工事を実施する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設し、当該国営事業により整備される農用地及び農業用施設の災害を防止。

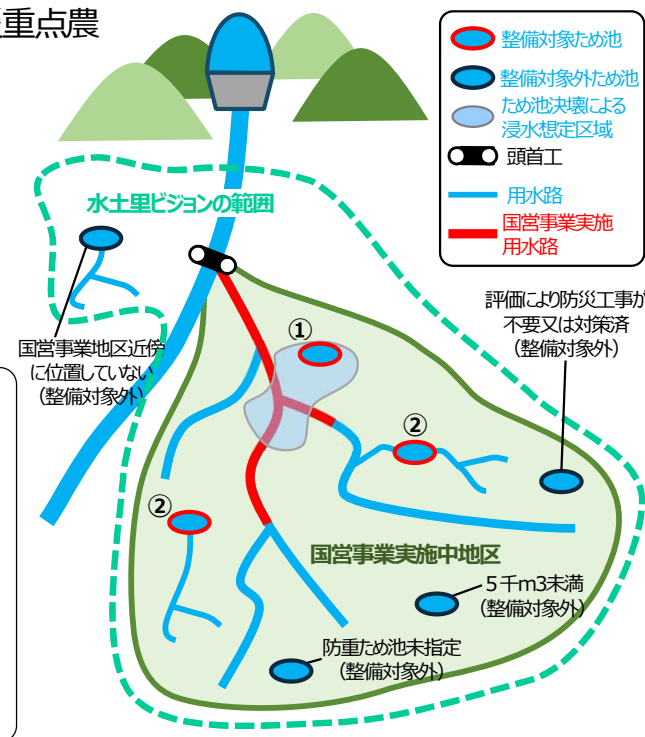
<実施要件>

国営事業実施中（予定）の地区内に位置する防災重点農業用ため池であって、次のア～エをすべて満たすこと

- ア 貯水容量が5千m³以上であること
- イ 防災工事を緊急的に実施する必要があること※1
- ウ 国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられること
- エ 当該ため池が当該国営事業と一体的に防災工事を行う必要があること※2

- ※1 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの
- ※2 当該国営事業と一体的に防災工事を行う必要があるとは、以下のいずれかに該当すること
 - ① 決壊等が生じた場合、当該国営事業地区内の国営造成施設等に被害を及ぼすおそれがあること
 - ② 当該国営事業の用水計画に水源として見込まれる、又は、受益地内に補給水を供給しており、その機能を安定的に発揮するために保全する必要があること

<事業イメージ>



実施根拠 土地改良法第87条の4（急施の防災事業）

国費率 受益面積300ha以上：2/3
受益面積300ha未満：55%

事業実施期間 令和8年度～令和12年度事業着手まで（特措法期間内）

2-② 豪雨対策の先行実施(段階的整備)の推進

- ため池防災工事については、豪雨対策や地震対策等を一体的に整備する例が多いが、ため池の決壊は、過去10年は全て豪雨が原因。
- このため、豪雨や地震に対するリスク評価を行った上で、洪水吐きの改修等の豪雨対策を地震対策に先行して整備(段階的整備)することにより、ため池防災工事を加速化し、より多くのため池の決壊リスクを低減。
- 段階的整備を推進するため、先進事例や導入に当たっての考え方等を取りまとめた手引きを作成予定。

ため池の決壊件数
(平成27年～令和6年)



ため池の決壊は、全て豪雨が原因

ため池の決壊状況

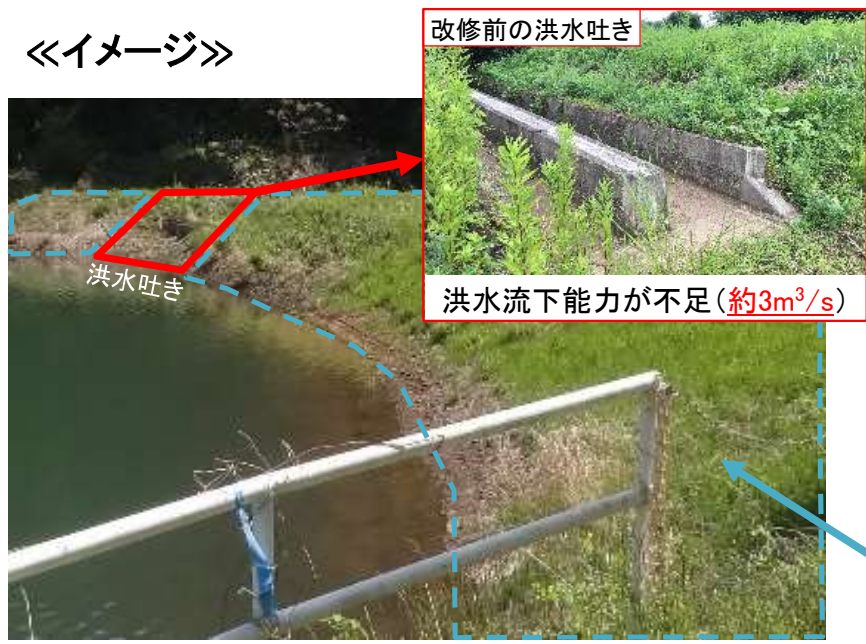


令和4年8月豪雨によるため池の決壊
(山形県川西町)

【豪雨対策の先行整備(段階的整備)】

豪雨や地震に対するリスク評価を行った上で、洪水吐きの改修等の豪雨対策を先行して段階的に整備するもの(地震対策は豪雨対策完了後に実施)

《イメージ》



※ 「豪雨対策の先行整備(段階的整備)」は、ため池の防災工事の新たな選択肢であり、これを行うかどうかは、地域の実情を踏まえて、各事業主体において判断。

豪雨対策を先行整備※

改修後の洪水吐き

洪水流下能力が約3倍に向上(約9m³/s)

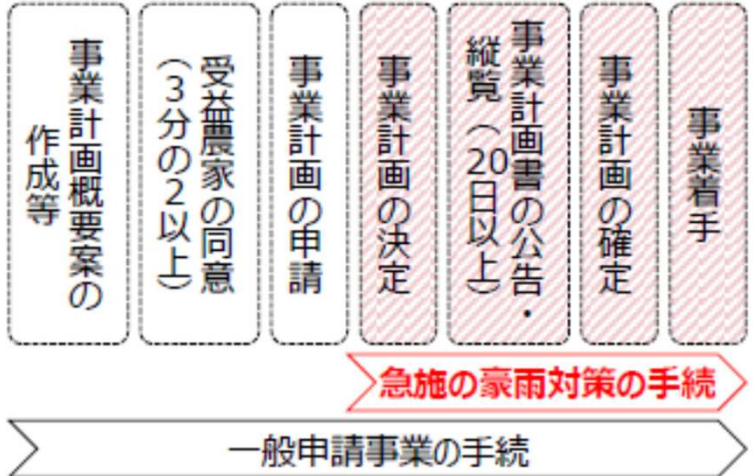
地震対策は豪雨対策完了後に実施

押しえ盛土
堤体のすべりを盛土で押さえる

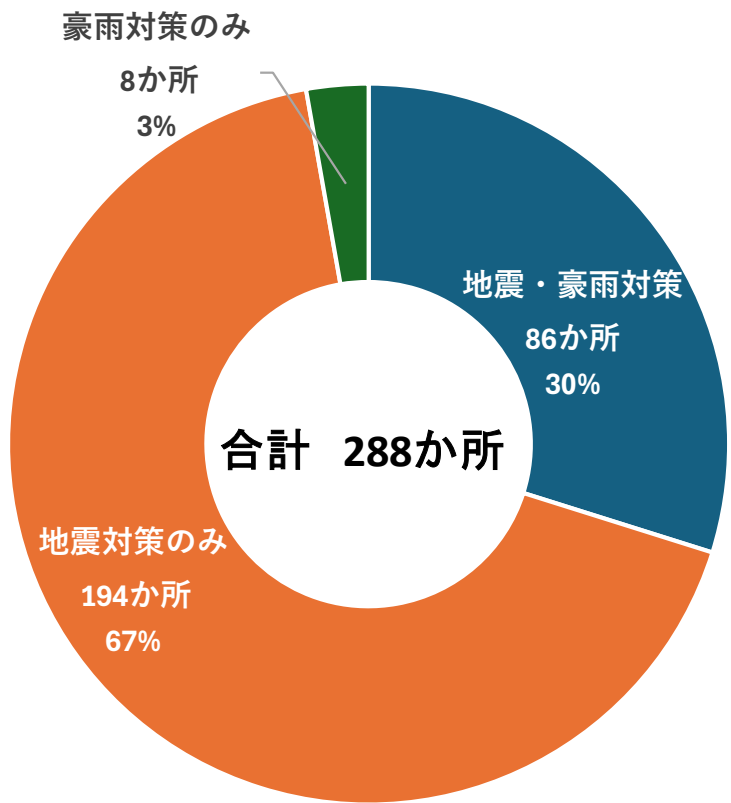
押しえ盛土による堤体の補強

2-③ 土地改良法の改正による急施の防災事業の推進

- 防災工事を実施する場合、受益農家との調整や同意徴集に長期間を要することがある。
- 過去の土地改良法改正において急施の防災事業の制度を創設・拡充し、地方公共団体が自らの判断により、原則として受益農家の費用負担や同意を求めずに地震対策、豪雨対策に係る防災工事が実施可能。さらに、令和7年4月の土地改良法改正により、老朽化対策に係る防災工事を追加。



土地改良法手続の流れ(豪雨対策の場合)
 ※地震対策、老朽化対策も同様の手続



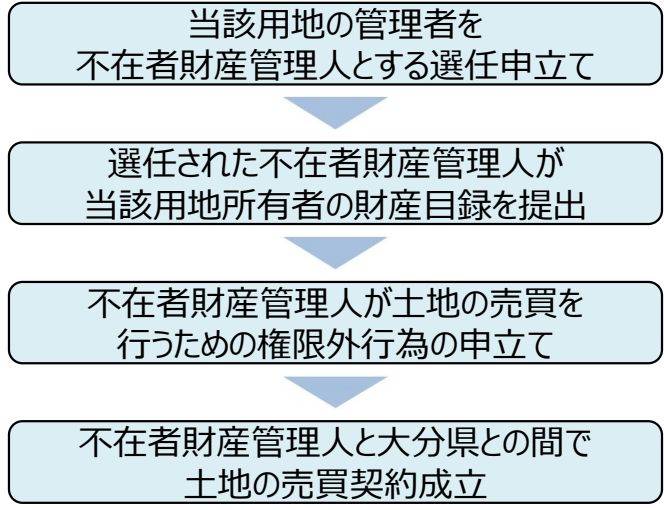
平成29～令和5年度までの実績
 ※農林水産省農村振興局防災課調べ

2-④ 所有者不明土地において法的手段を活用した防災工事等の推進

- 所有者不明土地において工事に着手するために、農業農村整備事業において民法等に基づく対応実績あり。また、防災重点農業用ため池については、ため池管理保全法に基づき代執行を行った実績あり。
- これらの事例を取りまとめ、事例集として公表予定。

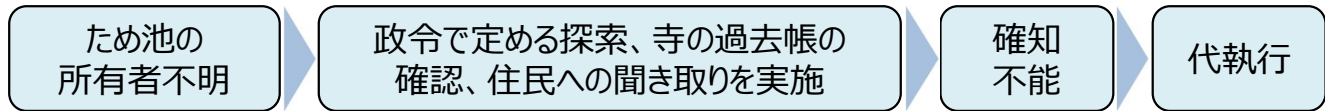
民法に基づく不在者財産管理制度の事例

- 大分県国東市の柿迫池の堤体改修にあたり、隣接する用地を取得する必要があったが、登記事項証明書に記載された**所有者が不明**。
- 大分県は、民法に基づく不在者財産管理制度を活用し、**当該用地の買収を行い工事に着手**。



ため池管理保全法に基づく代執行の事例

- 三重県は、**防災工事の優先度が高い防災重点農業用ため池**の所有者が確知できなかったことから、**ため池管理保全法第11条に基づき、代執行の手続きを実施**の上、農村地域防災減災事業により、**防災工事を実施**



地区概要

- うまのかしらしんためいけ馬の頭新溜池（三重県桑名市）
- 堤高：8m、堤長103m、総貯水量5万m³
- ⇒**地震耐性評価の結果：防災工事が必要**

【決壊時の被害想定】

- 宅地等（約1,100戸）
- 国道（第1次緊急輸送道路）、鉄道
- ⇒**防災工事の優先順位「高」**



3-① 積算歩掛等の見直しによる工事の円滑な実施

【課題】

ため池工事については、今後、耐震対策工事等の実施に伴って、現場条件に応じてこれまで以上の施工管理が求められることが想定されるため、独自の諸経費率を設定すべきとの声。

【対応】〔令和4年度から工種区分を設定〕

- ・**諸経費**（共通仮設費率＋現場管理費率）について、工種区分「**ため池工事**」を設定。
現状と比較すると、**工事費が1億円の場合、諸経費は500万円程度（約2.5%）の増額**。
- ・また、独自**歩掛**の制定に向け、令和5年度より**歩掛調査に着手**。

現状

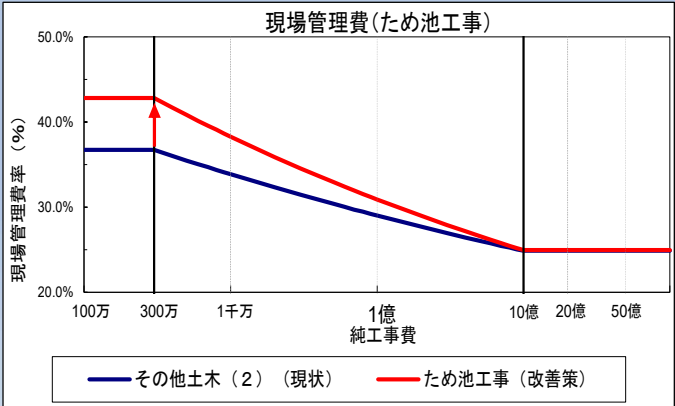
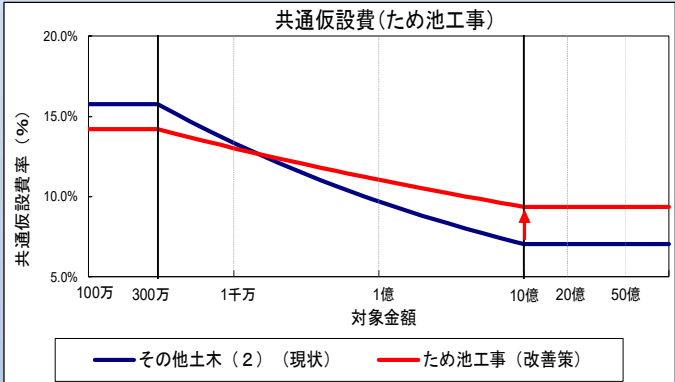
「**その他土木工事(2)**」を使用
(工種内容)
他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事
沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、
工事用ボーリング・グラウト、ため池



改善策

「**ため池工事**」を設定
(工種内容)
ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事
堤体、洪水吐き、取水施設、土砂吐き、
緊急放流施設及びこれらに類する工事
ただし、ため池廃止、ため池附帯構造物
(安全施設工等)に類する工事を主体とする
工事は、「**その他土木工事(2)**」。

諸経費率の比較



工事価格の比較

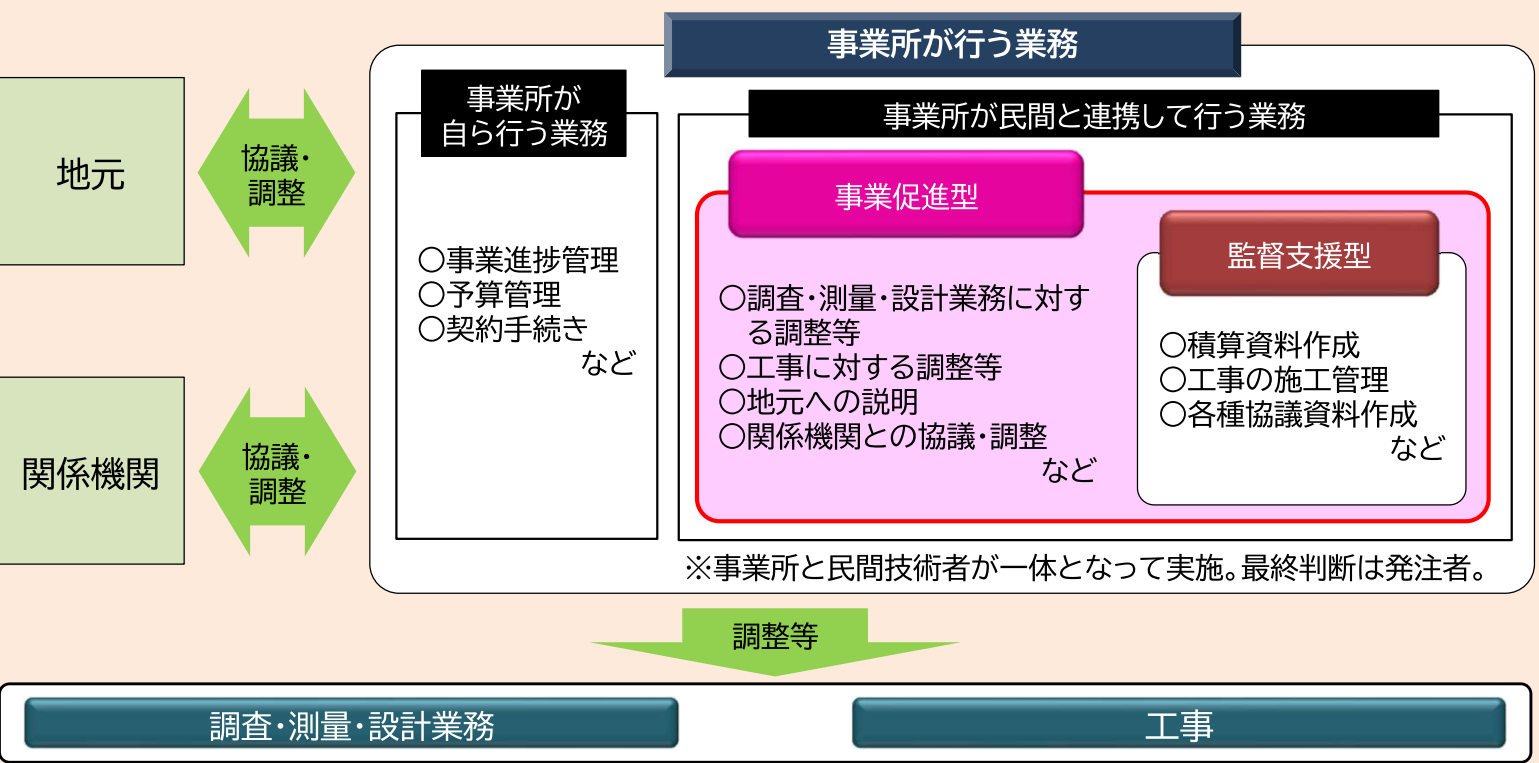
(千円)

直接 工事費	工事価格 (諸経費・税込み)		
	その他土木(2)	ため池工事	増額 (ため池-その他土木)
1,000	2,255	2,332	77
3,000	6,699	6,897	198
10,000	20,823	21,439	616
50,000	95,590	98,230	2,640
100,000	184,767	189,651	4,884
1,000,000	1,663,431	1,701,161	37,730

3-② 現場技術業務等による協議・調整、施工管理等の外注の促進

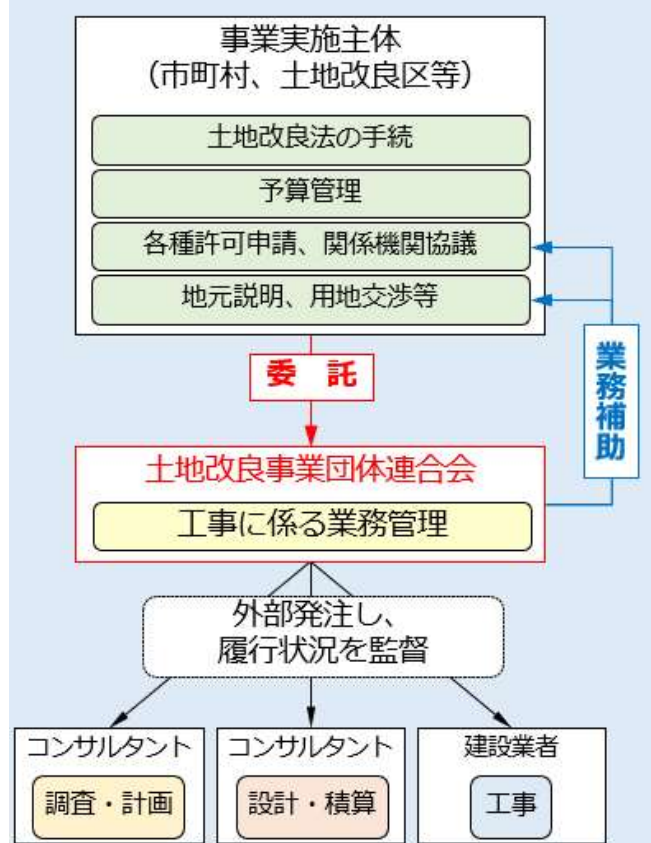
- 適正かつ効率的な事業執行による事業促進と公共工事の品質確保に資するため、設計コンサルタント等の民間企業に現場技術業務を発注し、工事の積算や監督に加え、工事に関する地元調整や関係機関等との協議等を実施。
- 令和4年の土地改良法の改正により、市町村・土地改良区等における技術職員の不足を踏まえ、土地改良事業団体連合会へ工事等(調査・計画・設計、工事の発注、進捗管理等)の土地改良事業の実施に係る一連の業務を委託することが可能。

現場技術業務



土地改良事業団体連合会へ工事等を委託

【発注・監督を委託する場合の例】



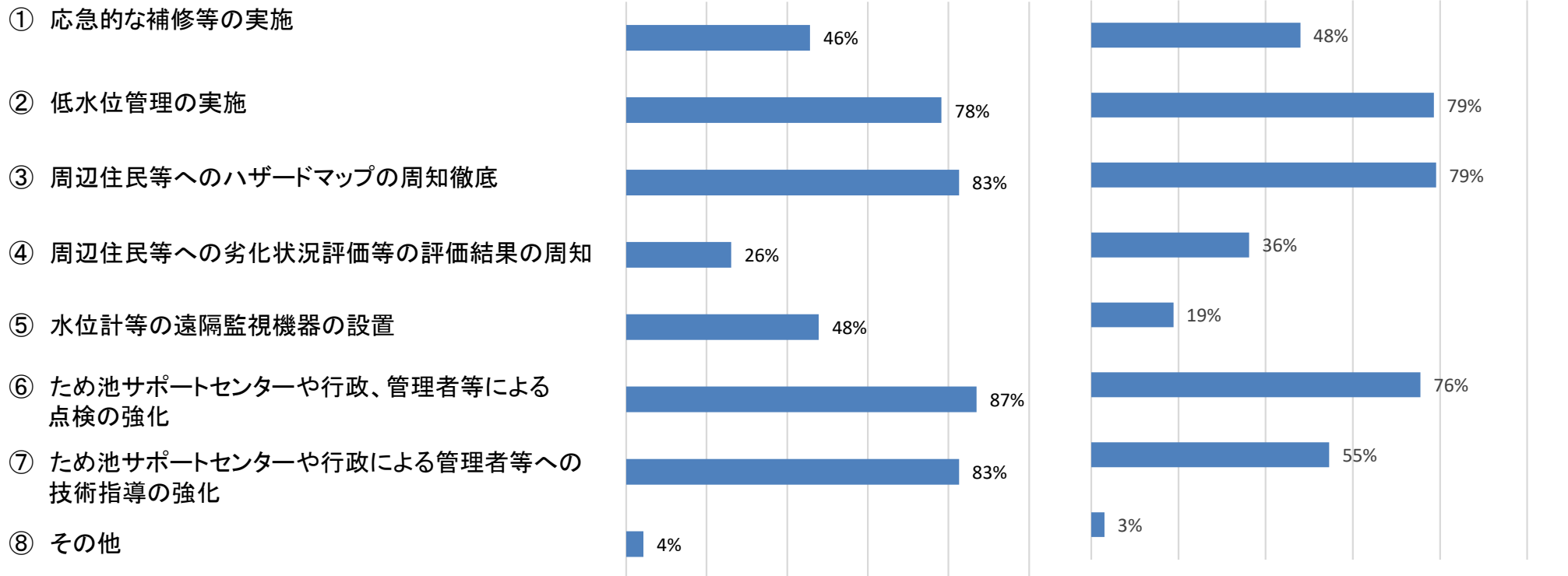
4 防災工事が完了するまでの対応

- 98%の都道府県及び86%の市町村は、防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池について、防災工事が完了するまでの間、応急的な補修等、点検や管理者等への技術指導を強化するなど、管理・監視体制の強化等の対策を推進。

【応急対策等としての取組内容】

【都道府県の回答】

【市町村の回答】





※応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を「進めている」と回答のあった46都道府県に対する割合（複数回答可）

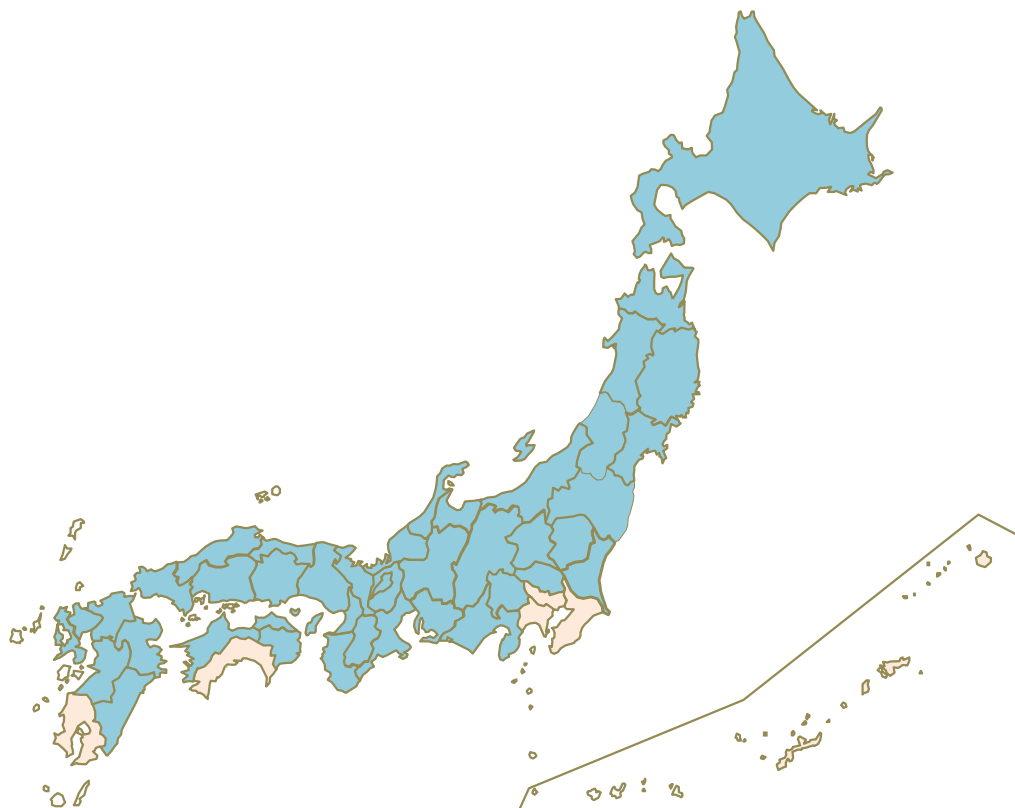
※応急的な補修等の実施や管理・監視体制の強化等の対策を「進めている」と回答のあった196市町村に対する割合（複数回答可）

4-① ため池サポートセンターによる点検強化

- 令和7年11月末現在、ため池サポートセンターは41道府県で設立済み。
- ため池サポートセンターは、防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ため池管理者等への指導・助言や現地パトロール等を行っており、ため池の異状を早期に発見することなどにより、ため池の決壊リスクの低減に寄与。

ため池サポートセンターの設立状況

-  ため池サポートセンター設立済み(41道府県)
-  都県、市町村、県土連が対応



兵庫県のため池サポートセンターの取組

兵庫県内の市町、兵庫県土連を構成員とした「兵庫県ため池保全協議会」がサポートセンターを設置

【活動内容】

ため池管理者からの相談対応、ため池管理者への指導・助言、巡回点検（パトロール）、ため池管理者講習会への講師派遣



ため池管理者への指導・助言



巡回点検



ため池管理者講習会

4-② ハザードマップ等の作成・周知

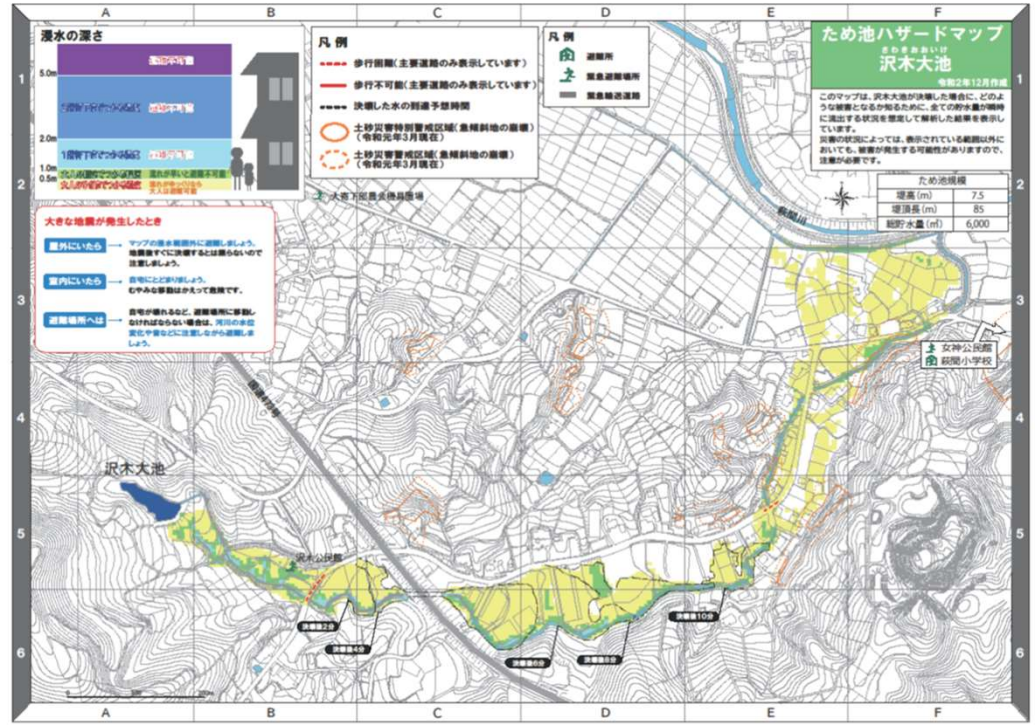
- 全国の防災重点農業用ため池52,380か所のうち、ハザードマップ作成済みのため池は39,139か所、浸水想定区域図作成済みのため池は12,241か所(作成率98%)。
- 令和7年度末までに全ての防災重点農業用ため池でハザードマップ等を作成することを目標。

【ハザードマップ作成状況】

防災重点農業用ため池 (A)	ハザードマップを作成している防災重点農業用ため池 (B)	浸水想定区域図を作成している防災重点農業用ため池 (C)	ハザードマップ又は浸水想定区域図作成率 ((B+C)/A) 98%
52,380か所	39,139か所	12,241か所	

※ 令和7年3月末時点(農林水産省農村振興局整備部防災課調べ)
 ※ 浸水想定区域内に存在する家屋等が数戸しかないなどの場合は、ハザードマップに代えて浸水想定区域図を作成。

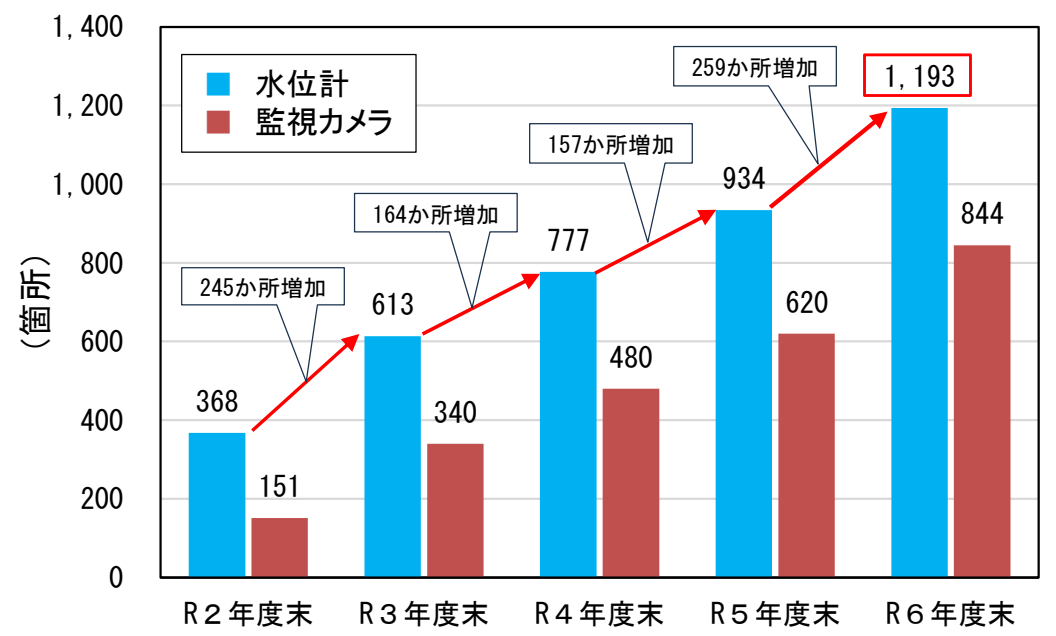
【ハザードマップの作成例】



4-③ 遠隔監視機器の設置の推進

- ため池に遠隔監視機器(水位計、監視カメラ等)を設置することにより、豪雨等発生時に、ため池の水位や状態を遠隔地から安全にリアルタイムで把握することが可能。
- 一部の自治体では、遠隔監視機器から得られたデータを避難指示の判断に活用。
- 農林水産省は、遠隔監視機器の設置、通信費等への財政支援及び優良事例の横展開を実施。
- 令和6年度までに、防災重点農業用ため池の1,193か所に水位計、844か所に監視カメラを設置。

水位計、監視カメラの設置状況



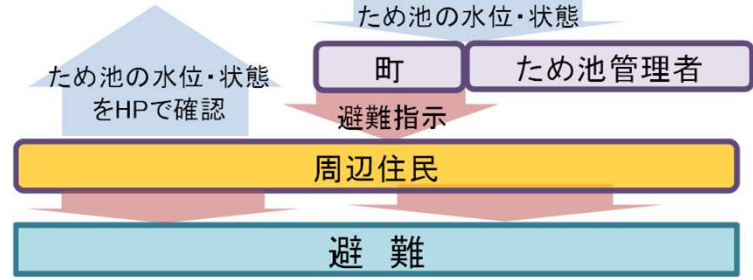
※ 水位計と監視カメラは、1か所のため池にセットで設置されている場合もあるが、それぞれ箇所数を計上している。

<国の支援内容>

- ・水位計等の設置(補助率:定額)
- ・遠隔監視に係る通信費等(補助率:50%)

せいちょう 精華町(京都府)の取組事例

- 豪雨発生時に、町やため池管理者、周辺住民がため池の水位や状態をリアルタイムで把握。町は住民への避難指示の判断に活用。



5-① 改良復旧による防災工事の実施

○ 被災した防災重点農業用ため池は、原形復旧だけでなく、再度災害の防止に向けて災害関連事業も組み合わせるなどして改良復旧に取り組むことが効率的・効果的。
例えば、災害復旧事業において被災した堤体の余裕高確保のための嵩上げのほか、災害関連事業で未被災の洪水吐きの拡幅等が可能。

【災害関連事業の概要】

[実施要件]

農業用施設災害関連事業の場合、
工事費が200万円以上 等

[補助率]

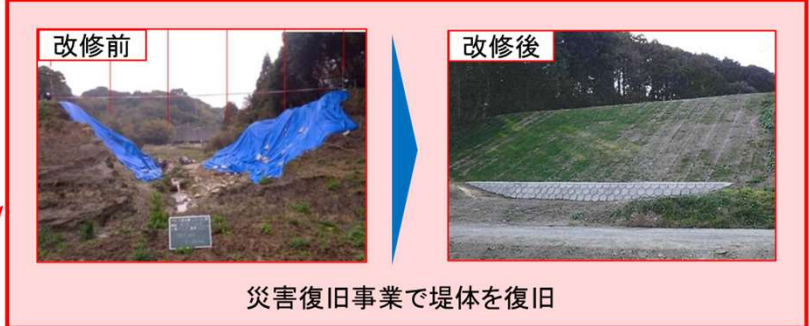
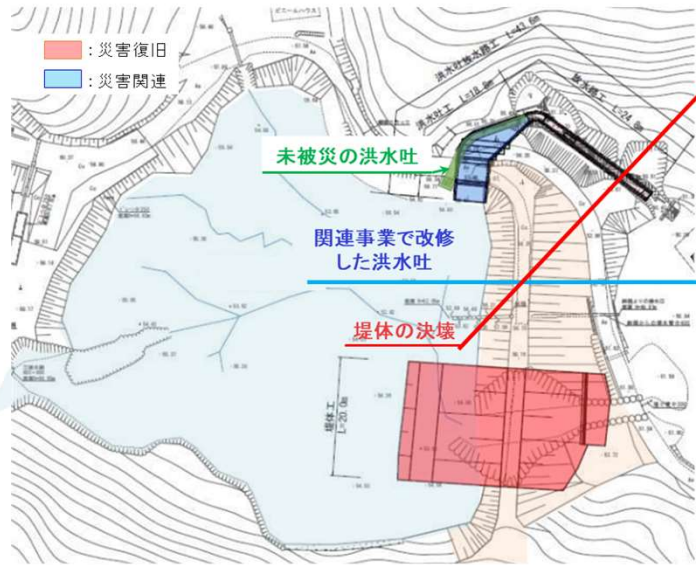
50% (沖縄60%) ※激甚災害の嵩上げあり

[実施内容]

- ・ 堤体の再度災害防止に必要な堤体の嵩上げ、断面拡大、波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜き工等の新設
- ・ (洪水吐きの断面が小さい場合)洪水吐きの改修 等

災害復旧事業 + 災害関連事業 で実施

再度災害防止のため、未被災箇所の改良を含めた復旧・整備



5-② ため池を含む農地・農業用施設の被災に対する技術支援(MAFF-SATの派遣)

- 農林水産省農村振興局では、農地・農業用施設等が被災した際、MAFF-SATとして、被災自治体に職員を派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援。
- 今後、把握した被害状況等に基づき、被災要因を分析し、防災工事の必要性について啓発。

支援の内容

派遣された職員は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。
また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。



都道府県・市町村等からの要請により派遣を行うほか、災害の規模(甚大性、広域性)等によりプッシュ型で派遣を行います。

①初期情報収集

今後の支援の必要性を判断するため、被災の範囲・規模、応急対策の必要性、被災自治体の要望等に関する基本情報の把握を行います。



②緊急概査

農地・農業用施設等の被災状況(箇所、面積)の把握や被害額の算出等に関する支援を行います。



③技術支援

被災した農地・農業用施設等の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術的な支援を行います。

③技術支援



ため池における排水ポンプによる応急対策 侵食防止対策(ブルーシート張り) 復旧工法の検討



本格復旧着手

5-③ 農業用ため池管理保全技士制度

- 農業用ため池の適切な管理及び保全を進めるため、**管理及び保全、調査・設計等に係る技術者の養成を目的**として、(公社)土地改良測量設計技術協会において、令和3年度に**農業用ため池管理保全技士制度を創設**し、令和4年度から同資格試験を実施。
 - ▶ 農業用ため池管理保全技士資格登録者数 775名(令和7年4月)
- 農業用ため池の周辺環境に応じて、ため池の所有者、管理者に対し、以下の対応を実施。
 - ①ため池の管理保全に資する技術的助言等
 - ②ため池の安全性の確保等に必要な知見・技術を一定程度有して、ため池の変状等に対する技術的な対応方針・方向性の提示
- 今後、同制度の取得・活用の推奨により技術支援を強化。

農業用ため池管理保全技士の活動事例

【熊本県サポートセンターの取組】

- ・ 農業用ため池管理保全技士登録者数44名[※]。(※熊本県土連全体での数)
- ・ 管理者がため池を適正に管理し、その機能と安全性が確保されるよう、日常的に管理者からの相談に応じている。
- ・ 令和7年8月の大雨特別警報の発令を含む大雨被害により、農業用ため池に甚大な被害が発生。被災したため池の点検や応急対応を実施。



日常管理の留意点や補修方法などの相談に応じ、必要に応じて現地に対応。



「適正な管理が行われているか」、「保全上の問題はないか」、現地を巡回し確認。



被災により崩落した堤体の点検調査を実施。

農業用ため池管理保全技士の所属

